

これまでの議論の整理

決済法制

情報通信技術の発展により、決済サービスの多様化が進んできている。

また、資金決済法¹の制定から10年が経過し、決済サービスの利用実態や、それを踏まえて留意すべきリスクが具体的に確認されつつある。

さらに、キャッシュレス化が推進されている今日において、キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全なサービスを実現することが求められている。

本ワーキング・グループでは、こうした背景の下、イノベーションの促進等を通じた利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意しつつ、決済に関する規制枠組みの見直しの具体的な方向性について検討を行った。

1. 資金移動業

(1) 利用者資金の保全方法

① 現行規制

資金移動業者は、送金にあたり利用者から受け入れた資金を適切に保全することが求められている。現行規制上、利用者資金の保全方法として、原則である供託のほか、保全契約又は信託契約による方法が認められているが、供託又は保全契約による保全と、信託契約による保全を併用することは認められていない。

供託又は保全契約による保全を行う場合、資金移動業者は、①1週間における要履行保証額²の最高額以上の額を、②その週の末日から1週間以内に保全することが求められている。

¹ 「資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）」

² 要履行保証額とは、各営業日における未達債務の額と権利実行の手続に関する費用の額の合計額をいう。なお、資金移動業者は、各営業日における未達債務算出時点を特定した上で、未達債務の額を算出することが求められる。

他方で、信託契約による保全を行う場合、資金移動業者は、①各営業日の要履行保証額以上の額を、②翌営業日までに保全することが求められ³、さらに、③翌営業日までに必要な額の信託がなされない場合、その日のうちに保全すべき額の全額を供託することが求められている。また、資金移動業者と信託契約を締結する信託会社等の受託者は、資金移動業者に対するモニタリング義務を負うものとされている⁴。こうした現状の下、実態として、信託契約を利用している資金移動業者は1業者にとどまっている。

このほか、資金移動業者による利用者資金の保全に関しては、供託金の取戻し、保全契約における保証枠の減額、信託契約による保全の開始に際して、事前承認が必要とされているなど、他の金融規制と比較しても、当局の関与が多い枠組みとなっている⁵。

② 保全方法の合理化

前述のような利用者資金の保全方法については、利用者保護と事業者の規制対応コストのバランスを考慮しつつ、より合理的なものとしていくことが適当と考えられる。

具体的には、まず、資金移動業者のビジネスモデルに応じた最適な保全方法を選択可能とする観点から、供託、保全契約、信託契約のいずれについても併用を認めることが考えられる。これにより、例えば、資金移動業者が保全すべき額のうち、通常必要となる固定的な部分については、供託又は保全契約を利用しつつ、日々変動がある部分については、比較的入出金が容易な信託契約を利用するといった対応も可能になると考えられる。

また、信託契約の受託者の義務や保全に関する当局の事前関与について、必要最小限度のものに見直すことが考えられる。他方で、事後チェック機能を強化する観点から、資金移動業者の事務負担を考慮しつつ、利用者資金の保全状況に関する当局への報告頻度を引き上げることが考えられる⁶。

³ こうした算定頻度等の差異は、資金決済法制定時に、信託契約を利用する場合には、実務上、供託又は保全契約を利用する場合と比較して、利用者資金の受入れから保全が図られるまでのタイムラグを短期化することが可能と考えられたことによるものである。

⁴ 例えば、受託者は、各営業日に資金移動業者から通知を受ける要履行保証額が大幅かつ急激に減少したなどの場合に、直ちに当局にその旨を届け出る義務を負う。

⁵ 例えば、金融商品取引法上、有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者等は、顧客から預託を受けた金銭を信託会社等に信託する必要があるが、保全開始及び信託契約の解除に関し、事前承認等は求められていない。

⁶ 現行規制上、資金移動業者には、保全すべき額の算定頻度が年2回である前払式支払手段発行者と同様に、年2回、当局への利用者資金の保全状況に関する報告書の提出が求められている一方、仮想通貨交換

③ 保全が図られるまでのタイムラグの短期化

3つの保全方法の併用を認める前提として、保全すべき額の算定頻度を統一することが必要と考えられる。

具体的には、現行規制上、供託及び保全契約を利用する場合は「1週間ごと」、信託契約を利用する場合は「営業日ごと」と、それぞれ特定の算定頻度が定められている。これらの算定頻度について、既存の資金移動業者に与える影響も踏まえつつ、「週1回以上」に統一することが考えられる。このように算定頻度を画一的な期間としないことで、利用者保護の観点から、よりタイムリーな保全を図る資金移動業者の自主的な努力を阻害しない枠組みとすることができると考えられる。

また、保全すべき額の算定日から実際に保全が図られるまでの期間についても、現状、「1週間以内」と法定されているが、利用者保護の観点からは、できる限り短期化することが適当と考えられる。実現にあたっては、既存の資金移動業者に与える影響を考慮する必要があるが、制度上の対応として、少なくとも、実務の状況に応じて、この期間を機動的に短期化しうる枠組みとしておくことが考えられる。

ただし、後述のとおり、現行の送金上限額を超える「高額」送金を取り扱う事業者については、破綻時の社会的・経済的な影響の大きさを踏まえ、別途の対応が必要と考えられる。

(2) 送金額に応じた規制の導入

現行規制上、資金移動業者が取り扱うことができる送金には、上限額（1件当たり100万円）が設けられているが、海外送金を含め、個人による高額商品・サービスの購入や企業間決済の際に利用するなど、現行の送金上限額を超える利用者のニーズが一定程度存在するとの指摘がある。こうしたニーズに対応していくため、1件当たり100万円を超える「高額」送金を取り扱うことができる資金移動業の新類型を設けることが考えられる。

他方で、実態として、既存の資金移動業者が取り扱っている送金額は1件当たり数万円以下のものが多く、利用者資金の残高も1人当たり数万円程度のもものが多くなっている。現行の送金上限額を大幅に下回るような「少額」送金に

業者には、年4回、利用者財産の管理に関する報告書の提出が求められている。

伴うリスクは相対的に小さいと考えられる。これに加えて、利用者1人当たりの受入額も「少額」とすれば、資金移動業者が破綻した場合でも、個々の利用者が被る影響を限定的なものとすることができると考えられる。これらを前提とすれば、「少額」送金を取り扱う資金移動業者については、規制緩和の余地があると考えられる。

こうした考え方にに基づき、資金移動業者に対する規制が、機能やリスクに応じた柔軟なものとなるよう、①「高額」送金を取り扱う事業者、②現行規制を前提に事業を行う事業者、③「少額」送金を取り扱う事業者の3類型に分けた上で、それぞれの類型に過不足のない規制を適用していくことが適当と考えられる。

① 「高額」送金を取り扱う事業者（第1類型）への対応

「高額」送金については、その履行が確保されない場合に資金の受け手が資金繰りに窮するなどの社会的・経済的な影響が大きく、また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性も相対的に高まることとなる。「高額」送金を取り扱うことができる資金移動業の新類型を設けるにあたっては、こうした点を踏まえた制度整備が必要と考えられる。

（ア） 参入規制

「高額」送金を取り扱う場合の参入規制は、資金移動業を行うために最低限必要な要件を満たしていることを確認するため、既存の資金移動業者と同様に登録制の対象とした上で、「高額」送金を取り扱うことに伴うリスクを踏まえた対応として、認可制の対象とすることが考えられる。

こうした枠組みの下で、「高額」送金に係る事業の具体的な内容や収支計画、当該事業を適正かつ確実に遂行するための体制整備の状況等を追加的に確認することが考えられる。特に、システムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に関しては、「高額」送金を取り扱うことに伴うリスクを踏まえ、現行規制における資金移動業者と比較して充実した体制整備を求めることが必要と考えられる。

（イ） 滞留規制

「高額」送金を取り扱う事業者が破綻した場合に利用者に与える影響や社会的・経済的な影響を極小化するため、こうした事業者が受け入れる利用者資金

については、厳格な滞留規制を課すことが必要と考えられる。

具体的には、英国の規制を参考に、①具体的な送金指図を伴わない利用者資金は受入不可とし、②利用者資金は運用・技術上必要な期間を超えて滞留不可とすることが考えられる。「具体的な送金指図」の要件としては、入金時点で、少なくとも、①送金日時、②送金先、③送金額が全て明確に指定されていることが考えられる。また、「運用・技術上必要」な場合としては、①送金先口座に誤りがあった場合、②送金先の金融機関が休業日であった場合等、事業者の努力だけでは滞留を回避することができない、真にやむを得ない場合が考えられる。

なお、こうした滞留規制の趣旨を踏まえれば、他者に送金を行う場合のみならず、他者から送金を受ける場合であっても、利用者の第1類型のアカウントに資金が滞留することは認められないと考えられる。

(ウ) 履行の確実性と利用者資金の保全

送金の履行の確実性に関して、銀行の破綻時に決済途上の資金は預金保険により迅速に全額保護が図られること⁷を踏まえ、特に企業間決済に用いられた場合の影響の大きさを念頭に、資金移動業者の破綻時にも迅速に送金が行われる制度整備を図るべきとの指摘や、業務の継続性・安定性を確保するため、最低所要自己資本規制や為替業務単独での収支確保等の方策も必要との指摘がある。

他方で、前述の滞留規制が適用されることを前提としつつ、「高額」送金を取り扱う事業者を含め、資金移動業者による送金サービスは、銀行による送金サービスとは破綻時の履行の確実性等が異なるものであることが利用者に正確に理解され、利用者資金が全額保全される前提で利用されるのであれば、必ずしも銀行と同等の枠組みを整備する必要はないとの指摘もある。

これらの指摘に関し、「高額」送金を取り扱う事業者が破綻した場合の社会的・経済的な影響の大きさを懸念するあまりに厳格な制度整備を行った場合、我が国において利便性の高い新たなサービスが生まれにくくなるおそれがあることにも留意すべきとの考え方もある。こうした考え方も踏まえれば、まずは、前述の2つの指摘のうち、後者の指摘の考え方を前提として所要の制度整備を図りつつ、その後の企業間決済における利用実態等を勘案し、必要に応じて追加的な規制の在り方を検討していくことが考えられる。

⁷ 銀行による送金であっても、外貨建送金の場合には、預金保険による保護の対象外とされている。

ただし、後者の指摘の考え方を前提としたとしても、「高額」送金を取り扱う事業者が破綻した場合の社会的・経済的な影響の大きさを踏まえれば、利用者資金の全額保全をより確実なものとする観点から、利用者資金の受入れから保全が図られるまでのタイムラグをできる限り短期化することが必要と考えられる。

信託契約の利用を前提とした場合、現行の金融規制において、いわゆる外国為替証拠金取引業者（FX 業者）に対して、①保全すべき額を毎日算定し、②不足がある場合、その翌日から起算して2営業日以内に信託することを求めており、現に多くの事業者が対応している。実務上の実現可能性も考慮し、「高額」送金を取り扱う事業者に対しても、これと同水準の対応を求めることが最低限必要と考えられる⁸。

（エ） 送金上限額

1件当たりの送金額については、①主要な諸外国において、上限額を設けている例が見受けられないこと、②利用者資金の全額保全を維持する限り、事業者の資金力等に照らし、おのずと送金可能額にも一定の制約が課されることになるとも考えられることを踏まえ、前述の参入規制・滞留規制や利用者資金の保全に要する期間の短期化を前提に、法令上の上限額は設けないことが考えられる。

② 現行規制を前提に事業を行う事業者（第2類型）への対応【P】

現行規制を前提に今後も事業を行おうとする資金移動業者に対する規制については、当該資金移動業者やその利用者の活動に支障が生じることのないよう、現行の枠組みを基本的に変えないことが適当と考えられる。

ただし、一部の資金移動業者において、資金決済法制定時の想定範囲を超えて、利用者資金が滞留していることが指摘されており、為替取引との関連性が認められないような利用者資金の滞留を防止するための方策を講ずることが必要と考えられる。

（具体的な方策については、資料1 補足討議資料に基づき議論）

⁸ 「高額」送金を取り扱う事業者については、厳格な滞留規制が適用されることを前提とすれば、実際に保全が図られるまでの間に、受け入れた利用者資金の送金が完了していることが多いと想定される。そうした場合にまで機械的に保全を求めることは不合理であることから、硬直的な規制とならないように留意が必要と考えられる。

③ 「少額」⁹送金を取り扱う事業者（第3類型）への対応

1件当たりの送金額のみならず、利用者1人当たりの受入額の上限も「少額」とすること¹⁰を前提とした場合、具体的な規制緩和の方策として、利用者資金の保全に関し、現行の保全方法に代えて、利用者資金を自己の財産と分別した預金で管理することを認めることが考えられる¹¹。

現行の保全方法のうち、供託又は信託契約を利用する場合、資金移動業者は、供託又は信託した資金を直ちに引き戻すことができないため、実務上、実際に送金を行う際に別途資金を調達する必要がある¹²。また、保全契約を利用する場合、契約の相手方である銀行等が資金移動業者に提供できる保証枠には、与信管理上の限度があるほか、資金移動業者は保証料を負担する必要がある。こうした中で、預金による管理が可能となれば、事業者の資金繰り負担が軽減されることから、低コストで利用者利便の高いサービスの提供が促進されることが期待される。

ただし、その場合、必ずしも倒産隔離が効かないこと¹³から、資金移動業者の破綻時に利用者が十分な資金の還付が受けられないおそれがある。

このため、預金による管理を行う資金移動業者に対しては、利用者にとりリスクについての十分な情報提供を行うことを義務付けることが考えられる。また、資金移動業者に対するモニタリングを強化する観点から、預金による管理の状況及び財務書類についての外部監査や、預金による管理の状況についての当局への定期的な報告を義務付けることも考えられる。

なお、1件当たりの送金額や利用者1人当たりの受入額が「少額」であっても、資金移動業の適正かつ確実な遂行が求められることに変わりはない。このため、参入規制や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る規制等のその他の規制は、現行の資金移動業者と同水準のものとする考えら

⁹ 「少額」の具体的な水準については、数万円程度とすることを念頭に検討を行ったところ、公共料金や宿泊料金等の支払いに利用されることも想定し、利用者利便を損なわないためにも、5万円以下としてはどうかとの意見があった。

¹⁰ 利用者1人当たりの受入額の上限を「少額」とする場合、その実効性確保の観点から、上限を超えるような他者からの送金を第3類型のアカウントでは受け取れないようにする措置も必要と考えられる。

¹¹ 利用者資金について、預金による管理を認める他の金融規制の例として、現行の仮想通貨交換業者に対する規制や、特定有価証券等管理行為（集団投資スキーム持分等に係る募集又は私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為）を行う金融商品取引業者に対する規制がある。なお、これらの業者については、受け入れる利用者資金の上限額は設けられていない。

¹² 信託契約を利用する場合、資金移動業者は、信託報酬を負担する必要がある。

¹³ 分別管理された預金について倒産隔離の効果が認められた事例として、公共工事の請負者が、地方公共団体から支払いを受け、他の財産と分別された預金口座で管理していた前払金について、地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認められた事例がある（最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁）。

れる。

(3) 複数類型の併営

利用者利便を確保するためにも、同一の資金移動業者による複数類型の資金移動業の併営を認めることが考えられる。

ただし、併営に伴う弊害を防止する観点から、少なくとも、利用者は類型ごとにアカウントを開設し、事業者は類型ごとに保全が必要な額を区分管理することが必要と考えられる。また、第1類型と第2類型を併営する場合、第2類型で受け入れている利用者資金を第1類型で送金することで、第1類型の滞留規制が潜脱されることを防止することが必要と考えられる。

2. 前払式支払手段

(1) 不適切な取引の防止

情報通信技術の発展に伴い、「IC型」や「サーバ型」に該当する第三者型前払式支払手段を中心として、容易に他者に譲渡することが可能な2つのタイプの前払式支払手段が登場してきている。

1つ目のタイプは、利用者が、他者に前払式支払手段の番号等をメールやSNSで送付することで、当該他者が支払手段として利用することが可能なタイプである。

このタイプは、基本的には、ギフトや返礼目的での利用を念頭に他者へ譲渡することを目的としており、チャージが行われた後は、再譲渡できない仕組みとなっている。

しかしながら、チャージが行われる前の番号等の譲渡が非常に容易で、架空請求を通じて番号等が詐取されるなどの被害が発生したこともあり、2016年8月に「事務ガイドライン」が改正され、被害者の申出等を速やかに受け付けるとともに、利用停止の措置を迅速かつ適切に講ずる体制整備や、販売上限額の引下げや取扱停止といった販売方法の見直しを迅速に行う体制整備等が監督上の着眼点として追加された¹⁴。

¹⁴ 2016年8月4日金融庁「「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」〈<https://www.fsa.go.jp/news/28/kinyu/20160804-1.html>〉

また、2つ目のタイプとして、特に近年、発行者が提供する仕組みの中で、利用者が他者に前払式支払手段のチャージ残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うことが可能なタイプも登場してきている。

このタイプは、発行者が提供する仕組みの中で、チャージ残高の譲渡が繰り返されるため、1つ目のタイプと比較して、移転の履歴が把握しやすいという利点がある。

しかしながら、こうしたタイプについても、発行者が提供する仕組みの中で財産的価値を有する支払手段の移転を伴う以上、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されることがないようにすることが必要と考えられる¹⁵。既に自主的な対応を講じている発行者も存在するところではあるが、制度上も、発行者に求められる対応を明確化しておくことが適当と考えられる。

具体的には、発行者に対し、譲渡可能なチャージ残高の上限設定¹⁶や、繰り返し譲渡を受けている者の特定等の不自然な取引を検知する体制整備を求めることが考えられる。

(2) 利用者資金の保全の在り方

資金移動業者については、利用者資金の全額保全が求められている一方で、前払式支払手段発行者については、利用者資金の半額保全が求められている¹⁷。

こうした中、発行者が提供する仕組みの中で、利用者が他者にチャージ残高を譲渡するタイプの前払式支払手段については、財産的価値の移転を伴うものである以上、送金サービスに類似した性質を有しているといえることから、発行者に対し、資金移動業者と同様に、利用者資金の全額保全を求めるべきであるとの指摘がある¹⁸。また、前払式支払手段には、原則として現金化が不可であり、用途が限定されているといった特性はあるものの、キャッシュレス化が進展すれば、現金との違いは相対的なものにとどまるとの指摘もある。

他方で、前払式支払手段の譲渡については、用途が限定され、現金化ができ

¹⁵ 現行規制上、第三者型前払式支払手段発行者には、前払式支払手段の使用により販売・提供される商品・サービスが、公序良俗を害するものでないことを確保するために必要な措置を講ずることが求められている。

¹⁶ 現状、こうしたサービスを提供している前払式支払手段発行者は、チャージ残高の譲渡額について、自主的に、1回又は1日当たり10万円以下の上限を設定している。

¹⁷ 現行規制上、前払式支払手段発行者には、①基準日（3月末及び9月末）未使用残高の2分の1以上の額を、②基準日の翌日から2月以内に、供託、保全契約又は信託契約により保全することが求められている。

¹⁸ 第三者型前払式支払手段については、チャージ残高の譲渡の可否にかかわらず、加盟店に対する支払いを確実なものとするため、利用者資金の全額保全を求めるべきとの意見があった。もともと、現行規制上、第三者型前払式支払手段発行者には、加盟店に対する支払いを適切に行うために必要な体制整備が求められており、保全割合にかかわらず、十分な支払余力を有している必要があると考えられる。

ず、発行者の破綻時に備えて半額保全されている財産的価値がそのまま移転されるだけであることから、送金とは性質が異なるとの指摘がある。また、前払式支払手段については、これまで多くの利用者に対して高い利便性を提供してきた経緯も考慮することが必要との指摘や、キャッシュレス社会の進展に向けて、各般の取組が進められている中、発行者の業務運営に大きな影響を与える規制強化を行うことは適当ではないとの指摘もある。

利用者資金について、これまで、制度上求められる保全が半額保全であるがために社会的・経済的に重大な問題となるような被害は生じていないことも踏まえれば、現時点で共通の認識を得ることができなかつた利用者資金の保全割合の引上げについては、直ちに実施することは必ずしも適当ではなく、引き続き検討課題とすることが考えられる。

なお、その場合であっても、利用者が正確な理解の下で前払式支払手段を利用できるようにするため、利用者に対する情報提供事項として「利用者資金の保全に関する事項」を追加し、利用者に対して、法令上は利用者資金の半額以上の保全が求められており、必ずしも全額保全が図られているわけではない旨や、各発行者の保全方法についての情報提供を行うことを前払式支払手段発行者に義務付けることが考えられる。

3. その他資金移動業及び前払式支払手段に関する事項

(1) 監督規定等

近年、第三者型前払式支払手段発行者の登録を受けている事業者が、資金移動業者の登録も受け、一体的なサービスを提供する例が増加してきている。

他方で、現行規制上、前払式支払手段発行者には、資金移動業者に求められる業務の外部委託先の管理体制の整備が法律上は義務付けられていない。また、業務改善命令の発出要件は、資金移動業者については、「資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるとき」とされている一方で、前払式支払手段発行者については、「利用者の利益を害する事実があると認めるとき」に限定されている。

監督上の対応の整合性・実効性を確保するため、少なくとも、これらの制度上の差異については、前払式支払手段発行者に係る規定を資金移動業者に係る規定と整合的なものとする形で解消することが必要と考えられる。また、第三

者型前払式支払手段発行者と資金移動業者の両方の登録を受けて、一体的なサービスを提供している事業者については、一般消費者による利用が多く、キャッシュレス社会の進展に向けた各般の取組が進められている中、事業規模も比較的大きくなりつつある。こうした事業者をはじめ、事業規模が大きい事業者については、個社としての業務の適正かつ確実な遂行はもとより、社会的・経済的な影響の大きさも踏まえ、それぞれの事業のリスクに応じた機動的で実効性ある監督上の対応が求められると考えられる。

(2) 無権限取引への対応

なりすまし等による無権限取引が行われた場合の対応については、2019年8月に、一般社団法人キャッシュレス推進協議会において、「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集（利用者向け利用規約）」¹⁹が策定・公表された。これにより、資金移動業者や前払式支払手段発行者を含め、事業者ごとに規約の内容は様々であり、消費者契約法により無効となる可能性が指摘される「利用者に損失が発生した場合でも事業者は一切責任を負わない」旨を盛り込んだ規約も存在していたことが明らかとなった。

他方で、現状においては、事業者による規約の自主的な見直しが進みつつあり、中には「利用者に故意・重過失があるなどの場合を除き損害を補償する」旨の規約を整備する事業者も出てきている。

不正利用の態様や各事業者のビジネスモデルが多様な中で、統一的なルールの整備を直ちに実現するには課題があることや、利用者保護の観点から望ましい補償ルールの整備も進みつつある現状を踏まえれば、当面は²⁰、事業者による自主的な対応を促していくことが適当と考えられる。また、そのための制度上の対応として、利用者に対する情報提供事項に「無権限取引が行われた場合の対応方針」を追加することが考えられる。

さらに、こうした制度上の対応が図られるまでの間においても、例えば、自主規制機関において、会員事業者に対し、規約の内容を点検し、仮に消費者契約法に照らし問題となりうると認められた場合には、改善することを求めるな

¹⁹ 2019年8月30日一般社団法人キャッシュレス推進協議会『コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集（利用者向け利用規約）』
<<https://www.paymentsjapan.or.jp/news/20190830-user-compensation/>>

²⁰ 無権限取引が行われた場合の対応について、将来的に目指すべき方向性の一つとして、事業者・利用者双方が無権限取引を防止するインセンティブを持つこととなるような、統一的なルールの整備をしていくことも考えられるとの意見もあった。

ど、利用者保護を確保するための積極的な対応が進められることも重要と考えられる。

4. 収納代行²¹

資金決済法制定時において、コンビニエンス・ストアによる収納代行や、運送業者による代金引換等については、為替取引に該当する疑義があるなどの意見があった一方で、支払人に二重支払の危険はないなどの意見もあり、「性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当と考えられる」²²とされた。

その後、例えば、割り勘アプリ²³といった形で、収納代行の形式をとりつつ、実質的に個人間送金を行う新たなサービスが提供されるなど、収納代行を取り巻く状況が変化している。

こうした中、現時点で把握できている収納代行の形式をとったサービスを念頭に、為替取引に関する規制を適用する必要性についての検討を行ったが、イノベーションが進展する中で、事業者の創意工夫により、将来、収納代行の形式をとった新たなサービスが提供される可能性もある。したがって、今後とも、収納代行を巡る動向を注視しつつ、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当と考えられる。

(1) 債権者が事業者等である収納代行

収納代行については、サービス形態によっては、債権者・債務者双方が収納代行業者に対する信用リスクを抱える可能性があることから、利用者保護のための制度整備が必要との指摘がある。

他方で、収納代行のうち、①債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ、②債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合には、既に一定の利

²¹ 本ワーキング・グループでは、代金引換を含め、①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を受受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為を典型的な収納代行として検討を行った。

²² 2009年1月14日金融審議会金融分科会第二部会報告『資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—』

<https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090114-1/01.pdf>

²³ ここでいう割り勘アプリとは、オンライン上で、債権者（宴会幹事）に代わって事業者が債務者（宴会参加者）から債権（参加費）の回収を行うサービスを指す。

利用者保護は図られていると考えることが可能である。したがって、こうした収納代行について、為替取引に関する規制を適用する必要性は、必ずしも高くないと考えられる。

なお、債権者が一般消費者である場合には、利用者保護の必要性が高まると考えられることから、ここでいう「事業者」については、消費者契約法上の定義²⁴を踏襲することが考えられる。

(2) 個人間の収納代行

① 割り勘アプリ

個人間の収納代行の形式をとっているサービスのうち、割り勘アプリのようなサービスについては、サービス提供者は、個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけであり、その経済的な効果は、債権者が、第三者であるサービス提供者に対して逆為替（取立為替）の依頼を行っている場合と同視しうると考えられる。また、一般消費者である債権者・債務者双方が、サービス提供者に対して信用リスクを抱えるおそれがあり、利用者保護を確保する必要性は高いと考えられる。

このため、こうしたサービスについては、収納代行の形式をとってはいるものの、資金決済法等の為替取引に関する規制の適用対象となることを明確化することが必要と考えられる。

② エスクローサービス²⁵

個人間の収納代行の形式をとっているサービスのうち、エスクローサービスについては、個人間における物品の売買等の取引に際し、当事者双方の債務の同時履行を図ることにより、当事者間トラブルの未然防止機能があり、債権者・債務者双方がその利点を享受している。

こうしたエスクローサービスについては、売買契約の当事者間に生じる信用リスクをサービス提供者に付け替えているだけであるとの指摘がある²⁶。また、

²⁴ 法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人。

²⁵ エスクローサービスの特性として、①金銭債権を生じさせる原因取引が、物品の販売若しくは貸付け又は役務の提供であること、②債務者に対する物品の給付又は役務の提供に先立ち、債権者に対して、当該債務者から資金を受受した旨の通知がなされること、③債務者に対する物品の給付又は役務の提供後、債権者に資金が移転されることが挙げられる。

²⁶ エスクローサービス提供者は、債務者から債権者に対する代金の支払いに充てる資金を一時的に受け入れるものの、例えば、債権者・債務者間で売買契約等が解除された場合には、債務者に当該資金が返還さ

仮にエスクローサービスに為替取引に関する規制を適用した場合、利用者保護上重要な役割を果たしているエコシステムに支障が生じかねないとの指摘もある。

他方で、エコシステムへの留意は、利用者保護に懸念を生じさせない範囲にとどめるべきであり、債務者が債権者に支払うべき資金をサービス提供者が保持する以上、利用者保護のためにその保全が図られることが必要との指摘もある。

このように、エスクローサービスに為替取引に関する規制を適用する必要性については、現時点で共通の認識を得られておらず、また、これまで社会的・経済的に重大な問題とされるような被害は発生していないことも踏まえれば、直ちに制度整備を図ることは必ずしも適当ではなく²⁷、引き続き検討課題とすることが考えられる。

なお、エスクローサービス提供者が、低コストで債務者から受け入れた資金の保全を図る方策として、自己信託を利用できるのではないかと指摘があった。こうした利用者保護のための方策については、実現されることが望ましいものの、実務に与える影響等を十分精査する必要があるなどの課題もあることから、関係者においてさらなる検討が必要と考えられる。

5. ポストペイサービス²⁸

ポストペイサービスを提供する方法の一つとして、資金移動業と貸金業の両方の登録を受けて、為替取引と貸付けを組み合わせる方法が考えられる。

こうした中、利用者ニーズがあるとされる少額でのポストペイサービスを念頭に、貸金業法上の規制の合理化の必要性について検討を行ったが、少額であっても過剰与信防止の必要性に変わりはないとの指摘があった一方で、利便性の高いポストペイサービスを実現していくために必要な規制の合理化に関し、具体的かつ喫緊のニーズについての共通の認識は得られなかった²⁹。

れるなど、原因取引に関連して資金が移転するものであることから、通常の送金サービスとは異なるとも考えられる。

²⁷ ただし、債務者がエスクローサービス提供者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかであることは、最低限必要と考えられる。

²⁸ ここでいうポストペイサービスとは、一定期間の送金サービス利用代金をまとめて支払うことを可能とするサービスを指す。

²⁹ このほか、貸金業法に関しては、現行規制が整備された経緯を踏まえ、今後とも、過剰与信防止のための基本的な枠組みは堅持することが必要との意見があった一方で、指定信用情報機関の運用面での改善点

ポストペイサービスについては、このほか、割賦販売法上の信用購入あっせん業の登録を受けて行う方法等もあり、経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において、「少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入」等について方向性が示されている。前述の資金移動業に関する規制の見直しとあわせて、特に少額の決済分野で、プリペイドとポストペイを組み合わせた、シームレスで利便性の高いサービスが、多様な主体から提供されることが期待される。

の有無を検討すべきとの意見や、過剰与信防止という規制目的を維持することを前提としつつ、それを実現するための方策の高度化・精緻化の可能性について、テクノロジーの発展の状況等に応じて、適切なタイミングで別途検討していくことも重要との意見もあった。

金融サービス仲介法制

情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となっている。

例えば、スマートフォンのアプリケーションを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行うなど、日常生活上の金融取引ニーズに応える新たなビジネスが展開されることが想定される。

他方で、このように複数業種（銀行・証券・保険）にまたがって多数の金融機関が提供する金融サービスを仲介しようとした場合、現行制度では、

- ① 銀行法における銀行代理業者、金融商品取引法における金融商品仲介業者、保険業法における保険募集人や保険仲立人といった業種ごとの規制が存在し、仲介しようとする分野に応じて複数の登録等が求められるほか、
- ② 特定の金融機関に所属することが求められており³⁰、多数の金融機関が提供する商品・サービスを仲介しようとする場合、所属金融機関それぞれから行われる指導に対応する必要があることから、

複数業種にまたがった仲介や多数の金融機関を相手方とする仲介を必ずしも念頭に置いていない面があり、事業者にとって負担が大きいとの指摘がある。

これを踏まえ、本ワーキング・グループでは、イノベーションを促進し、利便性のより高い金融仲介サービスを実現していく観点から、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種の創設について、制度の具体的な検討を行った。

1. 「基本的な考え方」における議論

複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した制度を検討するにあたり、「基本的な考え

³⁰ 銀行代理業者、金融商品仲介業者、保険募集人等は、制度上、特定の金融機関に「所属」することとされている。所属制の下では、所属先の金融機関は、例えば、①仲介業者の指導等の義務や、②仲介業者が顧客に加えた損害の賠償責任、を負うこととされている。

方」においては、

- ① 業種ごとの複数の登録等を受けずとも、新たな仲介業への参入により、複数業種をまたいだ商品・サービスの仲介を行うことを可能とすること
- ② 新たな仲介業者には所属制を採用せず、取扱可能な商品・サービスの限定、利用者資金の受入れの制限、財務面の規制の適用等により利用者保護を図ること

等に留意しつつ、制度の具体的な検討を進めていくことが適当であるとされている。

本ワーキング・グループも、このような考え方を踏まえて、以下のとおり、制度の具体的な検討を行った。

2. 業務範囲

(1) 仲介先・仲介内容

日常生活において生じる金融取引のニーズに応えるため、新たな仲介業者は、銀行・証券・保険の各分野における仲介を幅広く行えるようにすることが適当である。

具体的には、銀行代理業・金融商品仲介業・保険募集人／保険仲立人の業務にならない、銀行分野の仲介としては、預金等・資金の貸付け・為替取引に関する仲介、証券分野の仲介としては、有価証券の売買等に関する仲介、保険分野の仲介としては、生命保険・損害保険等に関する仲介を行えるようにすることが考えられる。

なお、銀行分野の仲介については、複数の金融機関が提供するサービスの中から、利用者が自身に最も適したものを選択できるようにするため、銀行のみならず、協同組織金融機関や貸金業者への仲介も行えるようにすることが適当である。

また、新たな仲介業に参入しようとする事業者には、仲介業務と電子決済等代行業に該当する業務とを併せ営むニーズがあると想定される。このような事業を行おうとする事業者の事務上の便宜のため、新たな仲介業者のうち、電子決済等代行業者と同様に十分な情報処理システム等の業務遂行体制などを備えている者については、電子決済等代行業者としての登録を受けることなく、銀行法の行為規制に基づいて電子決済等代行業を行うことができることとすることが考えられる。

(2) 仲介行為

一般に、「仲介」とは、他人のためにある事項について代理又は媒介することと解されている。このうち、「代理」は、仲介業者（代理人）の意思表示により契約当事者の間に直接法律効果が帰属する法律行為であるのに対し、「媒介」は、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為であるとされている。

新たな仲介業者のビジネスモデルとしては、例えば、いわゆる家計簿アプリを通じて把握した資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介及び送客や、個人のライフプランに応じ、顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うことが想定される。

このようなビジネスを念頭に置けば、仲介業者を通じた多様な金融商品・サービスへのアクセスを確保する必要はあるが、必ずしも仲介業者が金融機関や顧客に代わって取引を成立させる必要はないと考えられる。

これを踏まえ、新たな仲介業者の仲介行為として「代理」は認めないこととすることが適当である。

(3) 取扱可能な金融サービス

新たな仲介業者には所属制を採用しないため、商品・サービスを提供する金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）による指導・監督や賠償責任の負担がなされるとは限らない。また、顧客の資産状況やライフプランに応じて顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うビジネスを念頭に置けば、商品設計が複雑な金融商品・サービスを仲介するニーズは大きくないと考えられる。

これらを踏まえ、新たな仲介業者には、商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限って取扱いを認めることが適当である。取扱可能な商品・サービスの限定にあたっては、銀行法・保険業法において特定預金等契約³¹・特定保険契約とされている商品や、二種外務員の職務の範囲³²などを参

³¹ 外貨預金については、資産運用の手段としてではなく、海外出張・旅行時に現地の ATM で現地通貨を引

考に、商品の特性に応じた限定³³を設けることが考えられる。

また、保険契約には、支払事由の発生に対して無制限の補償や長期の保障・補償を約するものがあるが、このような高額・長期の保険契約の締結の仲介にあたっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等の顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となることから、商品性による限定に加え、商品の特性に応じて、保険金額や保険期間による限定を設けることも考えられる。

一方で、金融仲介サービスにおけるイノベーションの促進や利用者利便等の観点からは、法令上の制約が過度なものとならないよう留意する必要がある。

3. 参入規制

(1) 財産的基礎

新たな仲介業には所属制を採用しないことから、仲介行為に関して顧客に損害が生じた場合、新たな仲介業者がその賠償責任を負うことがありうる。このため、顧客の保護を図る観点から、新たな仲介業者の賠償資力を確保するため、保証金の供託等を求めることが適当である。

また、例えば、仲介業者のシステムトラブルによる顧客の損害の場合、多くの顧客に同様の損害が発生することが想定され、仲介業者の事業規模が大きくなれば賠償額も大きくなることがあると考えられる。これを踏まえ、新たな仲介業者に求める保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなることが望ましい。例えば、一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託等を求めることが考えられる。

前述の通り、保証金の供託等は、顧客保護の観点から望ましいものであるが、保証金の水準が高すぎれば、事業者にとって参入障壁ともなりうる。保証金の水準を定めるにあたっては、新たな仲介業者の取扱可能な商品・サービスの範囲が限定されていることを踏ましつつ、顧客保護の観点と、事業者の参入によるイノベーションの促進及び利用者利便の向上の観点とのバランスに留意すべ

き出すといったニーズも存在することから、取扱いを認めてもよいとの意見や、投機性が低いと考えられる主要通貨に限って取扱いを認めてもよいとの意見があった。

³² 日本証券業協会「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第2条第4号において、二種外務員には、デリバティブ取引や信用取引等の取扱いに一定の制限が設けられている。

³³ 証券分野の商品については、レバレッジ型、インバース型、商品指数連動型の投資信託・ETFの取引の媒介を制限すべきとの意見があった。また、個人向け国債やつみたてNISAの対象商品を起点として取扱可能な商品の範囲を考えるべきとの意見もあった。

きである。

(2) 兼業制限

新たな仲介業を創設することで、銀行・証券・保険の各分野において、既存の仲介業と新たな仲介業の立場が併存することとなる。同一の分野における仲介行為を複数の立場で行いうることとした場合、仲介業者がいかなる規制に基づいて仲介行為を行っているのか顧客に混同をもたらすおそれがあると考えられる³⁴。

したがって、銀行・証券・保険の各分野において、仲介業者が複数の立場に立つことがないように、既存の仲介業の許可・登録を受けている者については、当該分野において新たな仲介業としての仲介を認めないことが適当である³⁵。他方で、既存の仲介業と新たな仲介業を兼業した場合であっても、それぞれの立場で異なる分野における仲介を行う場合には、各分野における仲介業者の立場に重複が生じないため、兼業を認めることに問題はないと考えられる。

このほか、既存の仲介業者は、公益に反する事業や仲介業務に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、他の業務を行うことが認められており、新たな仲介業者についても、同様に広く兼業を認めることが適当である。

なお、金融機関（銀行・第一種金融商品取引業者・保険会社等）が新たな仲介業を兼業すること又は子会社とすることについては、金融機関が既存の仲介業を兼業すること又は子会社とすることの可否にならって整理することが適当である。

(3) その他

その他、既存の仲介業者に求められている社会的信用や業務遂行能力等の参入規制については、新たな仲介業者にも同様の規制を設けることが適当である。

4. 行為規制

³⁴ 現行制度では、保険分野において保険募集人と保険仲立人が併存しているが、仲介業者の立場について顧客に混同をもたらさないよう、両者の兼業は禁止されている。

³⁵ 顧客に対し、どの仲介業の行為として仲介を行うのかを明示する等の誤認防止措置を講ずることを条件に、同一分野における既存の仲介業と新たな仲介業との兼業を認めるべきとの意見もあった。

(1) 総論

行為規制のうち、名義貸しの禁止や顧客に対する説明義務、業務運営に関する体制整備義務等、仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については、新たな仲介業者が銀行・証券・保険のいずれの分野において仲介を行うかにかかわらず共通して求めていくことが適当である。

他方で、《基本的な考え方》に示されているように、例えば、仲介業者が、「資金供与」（「預金受入れ」）に関する仲介を行う場合と、「資産運用」に関する仲介を行う場合、「リスク移転」に関する仲介を行う場合とでは、利用者保護等の観点から必要とされる行為規制は当然にして異なると考えられる。このため、仲介業者が取り扱う商品・サービスの特性を踏まえ、必要なルールが過不足なく適用されることを確保する必要がある。

このように、仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については、新たな仲介業者が銀行・証券・保険のいずれの分野において仲介を行うかにかかわらず共通して求め、金融サービスごとの特性に応じた規制については新たな仲介業者が取り扱う金融サービスに応じて課すことで、仲介業者の事業内容に応じたアクティビティーベースの規制体系となることが期待される。

(2) 顧客資産の預託の受入れ

新たな仲介業者による仲介行為は「媒介」に限定されること、及び新たな仲介業者のビジネスとして、金融機関への送客サービスや、利用者が様々な金融商品・サービスを比較・検討した上で自身に最も適したものを選択できるサービス等が想定されていることにかんがみれば、新たな仲介業者の事業運営上、顧客資産の預託を受ける必要性は高くないと考えられる。

これを踏まえ、新たな仲介業者については、その行う業務に関して、顧客資産の預託の受入れを禁止することが適当である。

なお、新たな仲介業者が資金移動業等を兼業し、資金移動業者等として仲介業務に係る決済サービスを提供する場合など、他の規制により顧客資産の保全が適切に図られている業者として仲介業務に係る決済を併せ行うことは、妨げられるものではないと考えられる。

(3) 顧客情報の適正な取扱い

新たな仲介業者は、銀行・証券・保険の各分野における仲介を横断的に行うことから、顧客の資産状況等に関する様々な情報を保有しうる立場にある。新たな仲介業者が、保有する顧客の資産に関する情報を不適切に利用して様々な金融サービスの推奨を行えば、利用者の保護に欠ける仲介行為につながるおそれがある。

既存の仲介業者については、顧客の利益を保護する必要性が高い場合について、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報を、顧客の事前の同意を得ることなく、兼業業務に用いたり、親子法人等に提供したりすること等が禁止されている。

新たな仲介業者についても、既存の仲介業者に対する規制を参考に、①仲介行為を行う分野間（例：銀行分野における仲介業務を通じて取得した顧客情報を、証券分野や保険分野における仲介業務に用いること）、②兼業業務との間（例：仲介業務を通じて取得した顧客情報を、兼業業務に用いること）、③グループ会社等との間（例：仲介業務を通じて取得した顧客情報を、親子会社等に提供すること）のそれぞれにおいて、顧客の利益を保護するために必要な場合について、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報の適正な取扱いの確保を求めることが適当である。

(4) 仲介業者の中立性

新たな仲介業には所属制を採用しないことから、金融機関と新たな仲介業者の関係は、法律上の義務に基づく指導関係から、業務上のパートナーとしての連携・協働関係となることが想定される。このような仲介業者の中には、金融機関の側ではなく、顧客の側に立って仲介サービスを提供しようとする者も想定される。他方で、このような仲介業者が真に顧客の側に立って仲介サービスを提供しているか否かは、外観からは必ずしも明確ではない。

既存の仲介業者については、法律上、“金融機関の委託を受けて”…を行う（又は“金融機関のために”…を行う）、とされているものもあれば、②“利用者の委託を受けて”…を行う、とされているものもある。他方で、仲介業者の行動は、実態上は、このような法律上の定義・位置付けよりも、報酬・利益をどこから受け取るのかといった経済的なインセンティブの影響を強く受けていると

考えられる。例えば、顧客に適した同種の金融商品・サービスが複数ある場合、仲介業者には、顧客の最善の利益ではなく、仲介業者が金融機関から受け取る仲介手数料の多寡に基づいて商品を紹介するインセンティブが働きうる。

これを踏まえれば、新たな仲介業者の立場について、法律上何らかの位置付けを定めるのではなく、経済的なインセンティブに関する透明性を確保することで、顧客が仲介業者の中立性を評価できる環境を整えることが重要である。具体的には、新たな仲介業者に対し、保険仲立人になって金融機関から受け取る手数料等の開示を求めることが適当である。また、このような経済的なインセンティブに関する透明性の確保に加え、仲介先の金融機関との間の委託関係・資本関係の有無など仲介業者の立場を顧客へ明示することを求めることが適当である。そして、顧客本位で利便性の高い仲介サービスの実現に向けては、仲介業者の立場に関する透明性の確保を図るための制度上の対応に留まらず、新たな仲介業者において「顧客本位の業務運営の原則」を踏まえた自主的な取組が進められることが望ましい。

なお、新たな仲介業者が報酬・利益をどこから受け取るのかについて制限を設けること（例：顧客からのみ報酬・利益を受け取ることと認めること）については、仲介業者のビジネスモデルを限定することにつながり、新たな仲介業への参入が進まなくなるおそれがあること、また、仲介業者が仲介先の金融機関等から報酬・利益を得ている場合でも、経済的なインセンティブに関する透明性の確保により、顧客に対する中立的なサービス提供を期待できる場合があると考えられることから、その必要性は乏しいと考えられる。

(5) 顧客に対する説明義務

顧客が自身にあった金融サービスを選択できるようにするためには、様々な金融サービスについて、適切な情報提供を受けていることが重要である。新たな仲介業には所属制を採用しないことから、顧客に対する適切な情報提供を確保するため、既存の仲介業に求められている義務を参考に、書面交付、適合性原則を踏まえた適切な説明、情報提供を求めることが適当である。

その際、金融機関と新たな仲介業者の連携・協働関係において、仲介に関する両者の役割分担は、ビジネスモデルに応じて様々であると想定される。また、顧客の立場に立ってみれば、仲介行為の開始から契約締結に至る一連の過程において、同じ情報の提供や説明を何度も受ける必要性は乏しいと考えられる。

そこで、新たな仲介業者の説明義務等については、契約締結に至る一連の過程において、金融機関・仲介業者のいずれかが十分な説明を行えば足りることとすることが考えられる。

他方で、顧客保護上、金融機関と新たな仲介業者の間での書面交付や説明・情報提供の役割分担が明確になっていることは重要である³⁶。そこで、新たな仲介業者には、仲介を行うにあたって、書面交付や説明・情報提供に関して仲介業者が担う役割を顧客に明示することを求めることが考えられる。

(6) 「機能」ごとの特性に応じた規制

前述の通り、新たな仲介業者が取り扱う商品・サービスの特性を踏まえ、必要なルールが過不足なく適用されることを確保する必要がある。

このため、銀行分野の仲介における情実融資の媒介の禁止、証券分野の仲介におけるインサイダー情報を利用した勧誘行為の禁止、損失補填の禁止、顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止、保険分野の仲介における意向把握義務、自己契約の禁止、告知の妨害の禁止、不適切な乗換募集の禁止、といった仲介分野ごとの特性に応じたルールについては、既存の仲介業に関する規制を参考に、必要なルールを過不足なく設けることが適当である。

5. その他

(1) 仲介業者が金融機関に及ぼす影響力

本制度が導入された場合、金融商品・サービスの販売における仲介業者のシェア・規模・存在感が大きくなっていく可能性はあるものの、仲介業者と金融機関との関係性において、仲介業者が支配的な影響力を及ぼすような懸念は、現時点では、大きくないものと考えられる。仮に仲介業者の影響力が過大なものとなる状況となれば、まずは競争法の適用により対処されるものと考えられる³⁷が、今後、金融行政の観点からも必要な対応がありうることについて留意が必要であると考えられる。

³⁶ 商品説明に関する研修や商品説明の適切性の検証プロセス等に関する事項についても、金融機関と仲介業者の連携・協働関係はビジネスモデルに応じて様々であることから、両者の自由な連携・協働の中で事前に確認・合意することができる柔軟な制度設計とすることが望ましいとの意見があった。

³⁷ 利用者保護の観点から、監督指針等において、個人情報の不適切な取扱いによる優越的地位の濫用や利益相反が生じていないかを留意点とすること等も有用であるとの意見があった。

(2) 協会・裁判外紛争解決制度

新たな仲介業者に所属制を採用しないことを踏まえれば、利用者保護の観点から、新たな仲介業者に係る自主規制や紛争解決手続が整備されることが重要である。

そのため、新たな仲介業者に係る協会を設け、自主規制の整備や適切な業務運営に資する情報交換等を促すことや、新たな仲介業者を当事者とする紛争解決手続が整備されることが望ましいと考えられる。その際、必要に応じて既存の協会と連携・協力しながら、自主規制や協会体制の整備が進められることが期待される。